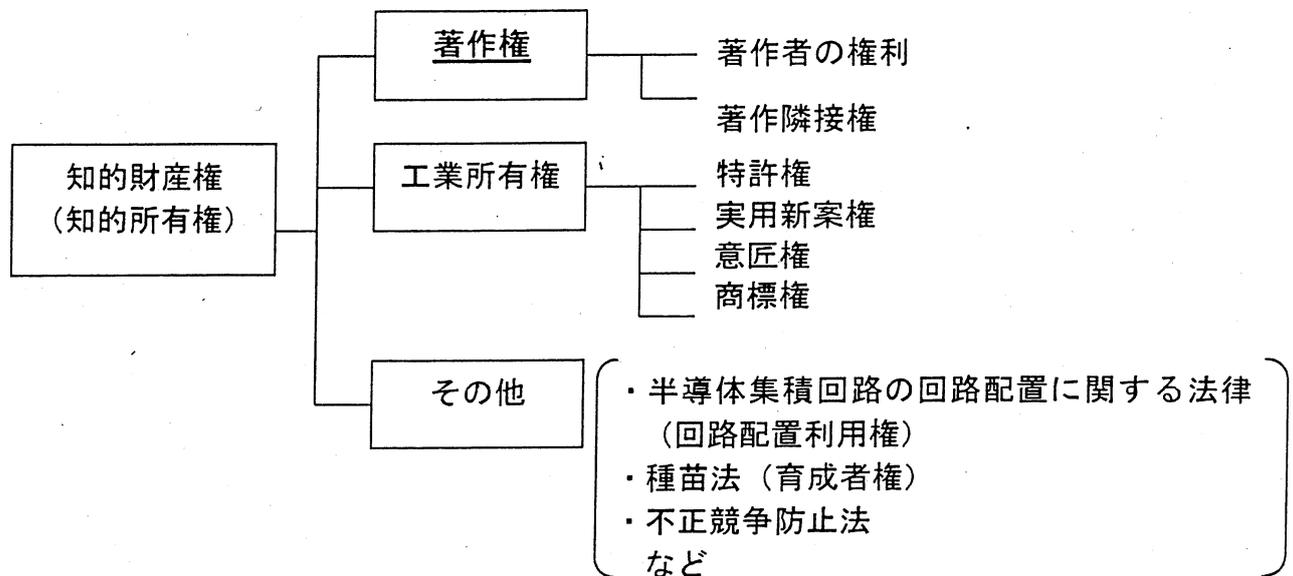


## 1. 知的財産権

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して、「他人に無断で利用されない」といった権利を付与する制度であり、これには以下のようなものが含まれる。なお、同じものを意味する用語として、「知的所有権」や「無体財産権」という用語が使われることもある。



なお、これらの権利のうち工業所有権などは、権利を取得するために「申請」「登録」などの手続きが必要であるが、著作権は、こうした手続きを一切必要とせず、著作物が創られた時点で、「自動的」に付与されるという特徴がある。

## 2. 著作権

### ○著作権法の目的

「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」(1条)

## (1) 著作者の権利

### ① 著作物

#### ○ 定義

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(2条1項1号)

(例示) (10条)

・ 言語の著作物	小説、脚本、論文、講演、詩歌、俳句、落語、新聞・雑誌の記事、座談会等での発言 など
・ 音楽の著作物	楽曲、歌詞 など
・ 舞踊又は無言劇の著作物	日本舞踊の振り付け、パントマイムの振り付け、バレエの振り付け など
・ 美術の著作物	絵画、版画、彫刻、舞台装置 など
・ 建築の著作物	芸術的建築物(宮殿、凱旋門など) など
・ 図形の著作物	地図、設計図、図面、図表、グラフ、立体模型、地球儀 など
・ 映画の著作物	映画フィルム、ビデオテープ、DVD、コンピュータなどに録画されている「動く映像」
・ 写真の著作物	写真 など
・ プログラムの著作物	コンピュータプログラム

#### ○ 二次的著作物 (2条1項1号)

既存の著作物に手を加えることによって創られる新たな著作物

・ 「翻訳」された著作物	英語など別の言語に訳したもの
・ 「編曲」された著作物	音楽をアレンジしたもの
・ 「変形」された著作物	写真を絵画にしたもの など
・ 「脚色」された著作物	小説を脚本にしたもの など
・ 「映画化」された著作物	小説を映画にしたもの など
・ その他	論文を要約したもの など

#### ○ 編集著作物 (12条)

既存の著作物やデータを創作的に編集することによって創られる新たな著作物

・ 百科事典、新聞・雑誌、判例集、英語単語集、職業別電話帳など

#### ○ データベースの著作物 (12条の2)

編集著作物と同様のものであって、コンピュータで検索できるもの

・ コンピュータに記録されている百科事典、判例集、職業別電話帳など

## ②著作者

### ○定義

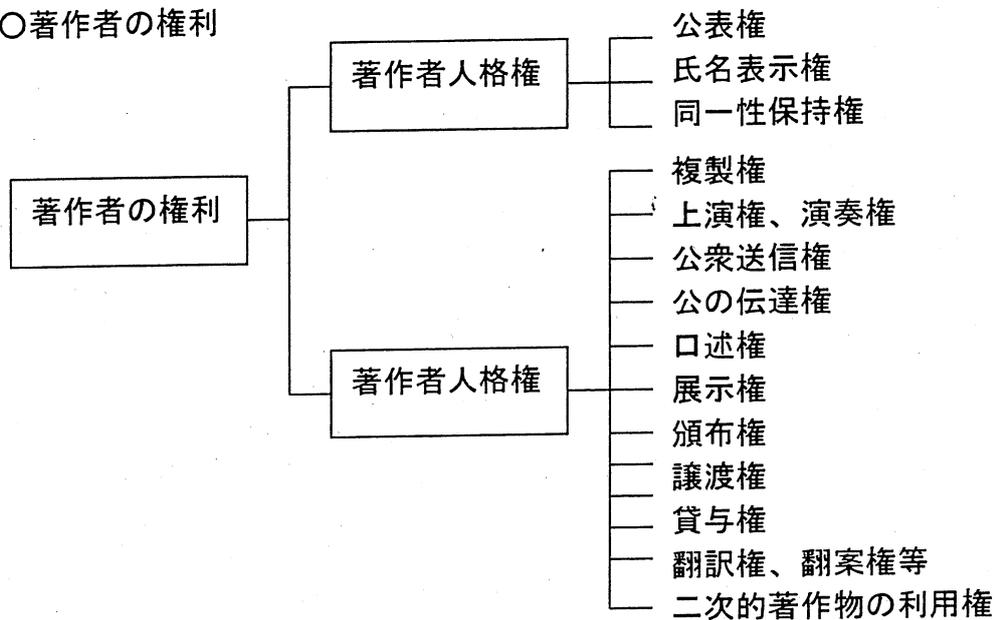
「著作物を創作する者」(2条1項1号)

(例) 小説を書く人、音楽の作詞・作曲をする人、絵を描く人 (プロ・アマチュアを問わない)

cf 職務著作

## ③著作者の権利

### ○著作者の権利



○財産権における「〇〇権」の意味・・・他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる。

○「著作権」の保護期間・・・原則として、創作の時から著作者の死後50年まで  
「無名・変名の著作物」「団体名義も著作物」「映画の著作物」については、公表後50年(創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年)まで

○「著作者人格権」の保護期間・・・著作者の生存中(ただし、著作者の死後においても、原則著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。)

## ④著作権の制限

著作物を利用する場合は、著作権者の許諾を得ることが原則であるが、一定の例外的な場合は、著作権者に許諾を得ることなく、著作物を利用できる。(別紙参照)

(例: 図書館での利用、学校等における利用、報道目的での利用、福祉目的での利用など)

## (2) 著作隣接権者の権利

### ① 著作隣接権者（著作物等を伝達する者）

#### ○実演家

「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。」（2条1項4号）

（著作物を演じる歌手や俳優などで例えばアマチュアがカラオケで歌っているような場合も含む。）

#### ○レコード製作者

「レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。」（2条1項6号）

（音を最初に録音した人。アマチュアが鳥の鳴き声などを録音したような場合も含む。）

#### ○放送事業者

「放送を業として行う者をいう。」（2条1項9号）

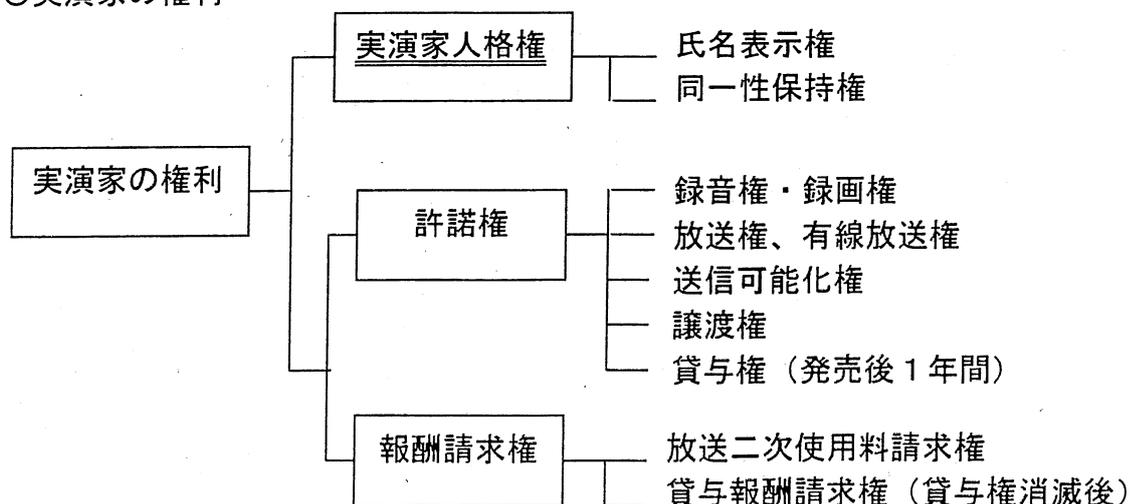
（同じ内容を無線で同時に送信する事業者。キャンパス FM など「放送法」に基づく免許を得ていない場合も含まれる。）

#### ○有線放送事業者

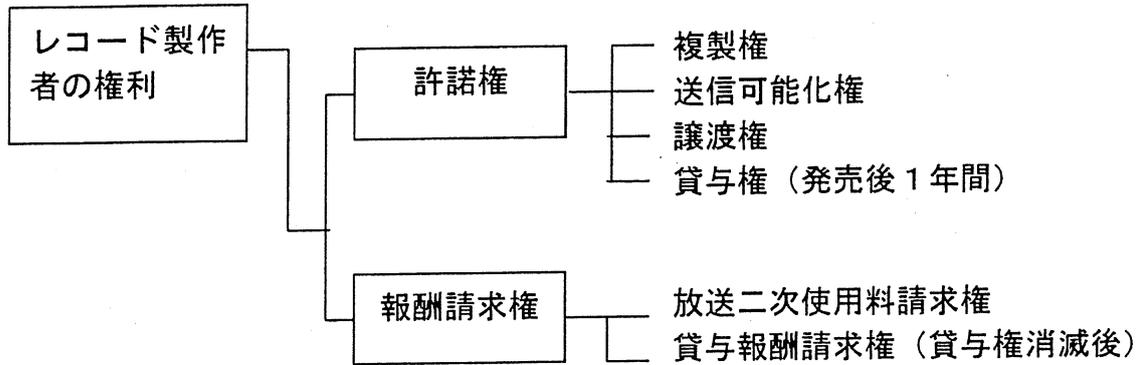
「有線放送を業として行う者」（2条1項9号の3）

### ② 著作隣接権者の権利

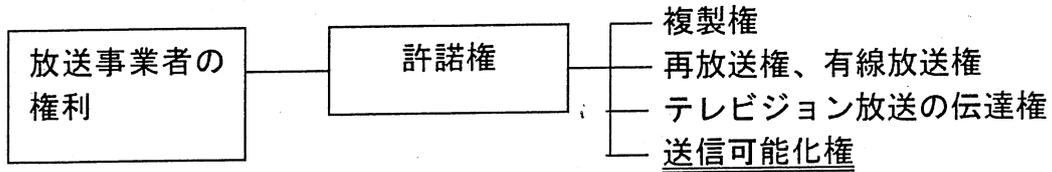
#### ○実演家の権利



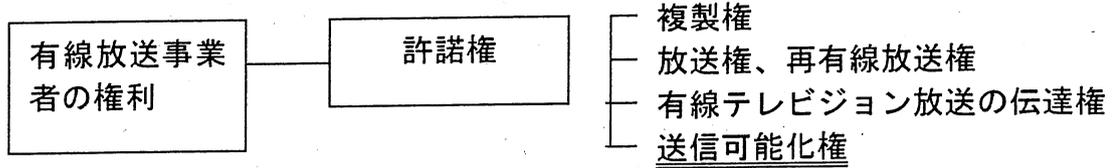
○レコード製作者の権利



○放送事業者の権利



○有線放送事業者の権利



- 「許諾権」の意味・・・他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる
- 「報酬請求権」の意味・・・他人が「〇〇」したときに使用料を請求できる
- 著作隣接権の保護期間

	保護期間の始まり	保護期間の終わり
実演	実演を行ったとき	実演後50年
レコード	音を最初に録音したとき	発行（発売）後50年
放送	放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	有線放送を行ったとき	有線放送後50年

## 著作物等を例外的に無断で利用できる場合

### ①「私的使用」関係

私的使用のためのコピー(第30条)	<p>「テレビ番組を録画予約しておいて後日自分で見る場合」などのように「家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用することを目的として、使用する本人がコピーする場合」の例外。</p> <p>なお、政令(著作権法施行令)で定めるデジタル方式の録音録画機器・媒体を用いる場合には、著作権者に「補償金」を支払う必要があるが、これらの機器・媒体については、販売価格に「補償金」があらかじめ上乗せされているので、利用者が改めて「補償金」を支払う必要はない。</p>
-------------------	--

### ②「教育」関係

「教育機関」でのコピー(第35条)	学校・公民館などで教員等が教材作成などを行うためにコピーする場合の例外。
「検定教科書」等への掲載(第33条)	「検定教科書」等に掲載するための例外。
「学校教育番組」の放送(第34条)	学校向けの「放送番組」「有線放送番組」の中で放送する場合の例外。
「試験問題」としてのコピー(第36条)	「入学試験」などの問題としてコピーする場合の例外。

### ③「図書館」関係

「図書館」等でのコピー(第31条)	<p>「公立図書館」などでコピーする場合の例外。</p> <p>【条件】</p> <p>ア 政令で定める図書館等であること</p> <p>イ 「営利」を目的としないコピーであること</p> <p>ウ コピー行為の「主体」が図書館等であること</p> <p>エ その図書館等が所蔵している資料をコピーすること</p> <p>オ 次のいずれかの場合であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を行う利用者の求めに応じて、既に公表されている著作物の一部分(既に次号が発行されている雑誌の中の著作物については、全部でもよい)を、一人につき一部提供する場合</li> <li>・図書館資料の保存のために必要がある場合</li> <li>・他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合</li> </ul>
-------------------	--

### ④「福祉」関係

「点訳」のためのコピー(第37条第1項)	著作物を「点字」に訳してコピーする場合の例外。
「点字データ」の蓄積・送信(第37条第2項)	著作物を「点字データ」にしてインターネット等を通じて送信(放送・有線放送を除く)するため、サーバーに「蓄積」したり、「送信可能化」「公衆送信」する場合の例外。
「録音図書」等の製作(第37条第3項)	視覚障害者のための「録音図書」等を製作する(録音によりコピーする)場合の例外。
「字幕」の自動公衆送信(第37条の2)	聴覚障害者のために、放送番組・有線放送番組の「リアルタイム字幕」を送信する場合の例外。

⑤「報道」関係等

「時事的事件」の報道のための利用(第41条)	「時事的事件」を「報道」する場合の例外。
「行政機関での公開演説」等の報道のための利用(第40条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人で行われた演説・陳述を、「報道目的」で利用する場合の例外
「情報公開法」に基づく「開示」等のための利用(第42条の2)	「情報公開法」等に基づき情報(著作物)の「開示」を行う場合の例外。

⑥「立法」「司法」「行政」関係

「立法」「司法」「行政」のための内部資料としてのコピー(第42条)	「裁判」の手続きや、「立法」「行政」の目的のための「内部資料」としてコピーする場合の例外。
-----------------------------------	---

⑦「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係

非営利・無料の場合の「上演」「演奏」「口述」「上映」(第38条第1項)	学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会、インターネット画面のディスプレイなど、非営利・無料の利用の場合の例外。
非営利・無料の場合の「本などの貸与」(第38条第4項)	図書館による「本の貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「ビデオなどの貸与」(第38条第5項)	ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組等の伝達」(第38条第3項)	喫茶店に置いてあるテレビなど、受信機を用いて、放送・有線放送される著作物を「公に伝達」する場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組の有線放送」(第38条第2項)	「難視聴解消」や「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して直ちに有線放送する場合の例外。

⑧「引用」「転載」関係

「引用」のためのコピー(第32条第1項)	他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外。
「行政の広報資料」等の転載(第32条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合の例外。
「新聞の論説」等の転載(第39条)	新聞等に掲載・発行された「論説」を、他の新聞等への転載、放送・有線放送する場合の例外。
「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用(第40条第1項)	「政治上の演説・陳述」や「裁判での陳述」を、様々な方法で利用する場合の例外。

⑨「美術品」「写真」「建築」関係

「美術品」のオリジナル等の所有者による「展示」(第45条)	「美術品」「写真」のオリジナル(原作品)の「所有者」等が公の「展示」を行う場合の例外。
屋外設置の「美術品」「建築物」の利用(第46条)	一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外。
美術展の「小冊子」の製作(第47条)	「美術品」「写真」のオリジナル(原作品)を展示するときに、解説・紹介のための「小冊子」に作品をコピーする場合の例外。

⑩「コンピュータ・プログラム」関係

プログラムの所有者によるコピーなど(第47条の2)	プログラムの所有者が、バックアップコピーやプログラムの修正、改良を行う場合の例外。
---------------------------	---

⑪「放送局」「有線放送局」関係

「放送局」や「有線放送局」の一時的なコピー(第44条)	「放送局」や「有線放送局」が放送や有線放送をするために一時的にコピー(録音・録画)をする場合の例外。
-----------------------------	--